

自動車リサイクル法フロン類回収業者 登録申請の手引き

1 記入に際して

- (1) 申請書等にもれなく記入のうえ、提出書類一覧表によりチェックした後、提出して下さい。
- (2) 回収を行う事業者ごとに登録が必要です。
- (3) 提出部数は2部です。
(1部は申請者の提出書類の控えとなりますので、保管してください。)

2 申請に伴う登録申請手数料

- (1) フロン類回収業登録申請手数料 5,000円(更新時は4,000円)
- (2) 手数料は、現金で申請時にお支払いください。

3 提出先

金沢市環境局ごみ減量推進課

〒920-8577

石川県金沢市柿木畠1番1号

(076)220-2521

ご提出にあたっては、事前に連絡のうえ来庁願います。

4 自動車リサイクルシステムへの登録について(フロン類回収業登録後)

- ・ 自動車リサイクルシステムは、電子マニフェスト制度による移動報告やリサイクル料金の収納等を行うために必要なシステムで、自動車リサイクル法の登録・許可業者は全て登録することになっています。(登録手数料や年会費は不要です。)
- ・ 登録通知書同封の自動車リサイクルシステム登録申込書に必要事項を記載のうえ、登録通知書の写しを添えて、財団法人自動車リサイクル促進センター(事業者情報登録センター)へ送付してください。

金沢市環境局ごみ減量推進課

提出書類一覧表(フロン類回収業者用)

[自動車リサイクル法フロン類回収業者]

申請者名 _____

提出書類	様式	チェック欄
1. 提出書類一覧表(フロン類回収業者用)	この書類	
2. 申請書	様式第一	
事業所が複数ある場合には、「別紙様式第二」により記載すること。	別紙様式第二	
3. 本人を確認できる書類		
・ 個人の場合は、 住民票 本籍の記載のあるもの。また、申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの。		
・ 法人の場合は、 別紙役員一覧表 法人の登記事項証明書 履歴事項全部証明書で、申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの。	別紙様式第一	
・ 未成年者の場合は、 法定代理人が個人の場合、その法定代理人の住民票 本籍の記載のあるもの。また、申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの。		
法定代理人が法人の場合、その法人の登記事項証明書 申請日以前3ヶ月前以内に発行されたもの。		
4. フロン類回収設備の所有権を有することを証する書類(所有権を有しない場合は、使用する権原を有することを証する書類)	写し添付	
・ 自ら所有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、購入証明書等のうち、いずれかの写し		
・ 自ら所有権を有していない場合は、借用契約書、共同使用規定書、管理要領等のうち、いずれかの写し		
5. フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類	写し添付	
申請書に記載された以下の事項について、それを示す書類として、取扱説明書、仕様書、カタログ等の写しが必要です。		
フロン類の回収設備の種類 CFC用、HFC用、CFC・HFC兼用		
回収設備の能力 200g/min 未満、200g/min 以上		
6. 申請者(法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員)及び法定代理人(申請者が個人の場合)が法第56条第1項の各号に該当しないことを誓約する書面(誓約書)	様式第二	
7. 連絡先等	様式第三	
登録の基準(施行規則第51条)		
1. 使用済自動車の引取に当たっては、申請に係る事業所ごとに申請書に記載されたフロン類回収設備が使用できること。		
2. 申請書に記載されたフロン類回収設備の種類が、その回収しようとするフロン類の種類に対応するものであること。		

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2. 申請書は二部提出すること(一部は写しで可)。また、一部は受領印を押し返却するので、控えとして保管すること。

(記 載 例)

様式第一 (法定様式第三 (様式第五十条関係))

フロン類回収業者 登 録 申請書
登録の更新

登録番号	
登録年月日	

令和 元年 10月 1日

(宛先) 金沢市長

(郵便番号) 123-4567

住 所 石川県金沢市広坂1丁目1番1号

氏 名 株式会社 回収促進

代表取締役 回収 一郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 (123)456-7890

使用済自動車の再資源化等に関する法律第54条第1項の規定により、必要な書類を添えてフロン類回収業者の登録(登録の更新)を申請します。

役員の氏名(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。)	
(ふりがな) 氏 名	役 職 名
	別紙「役員一覧表」のとおり
法定代理人の氏名及び住所(未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。)	
(ふりがな) 氏 名	該当なし
住 所	(郵便番号) 電話番号
法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名(未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。)	
名 称	該当なし
(ふりがな) 代表者の氏名	
住 所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役 職 名
	該当なし

事業所の名称及び所在地

名 称	別紙「事業所一覧表」のとおり
所 在 地	(郵便番号) 電話番号 F A X 番号

回収しようとするフロン類の種類 別紙「事業所一覧表」のとおり

C F C	
H F C	

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能 力	
	200g/min 未満	200g/min 以上
C F C 用	台	台
H F C 用	台	台
C F C、H F C 兼用	台	台

- 備考 1 印の欄は、更新の場合に記入すること。
 2 法人の役員については、「別紙様式第一」を用いること。
 3 事業所が複数ある場合には、「別紙様式第二」を用いること。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
 5 下記の欄には、フロン類の回収を自ら行う者又はフロン類の回収に立ち会う者の氏名、申請に係る事項の補足的説明等を、任意に記載することができる。

フロン類又はフロン類の回収方法について十分な知見を有する者
 職・氏名 広坂事業所 業務課長
 資格・経験 フロン類回収業務の経験 2年3ヶ月
 (平成29年 8月～令和元年10月)
 【その他申請に係る事項の補足的説明】

資格・経験の例

- ・フロン回収協議会等が実施する技術講習会合格者（資格の写しは別添）
- ・自動車電気装置整備士（資格の写しは別添）
- ・自動車整備業務の経験 1年以上
- ・エアコン整備業務の経験 1年以上
- ・フロン類回収業務の経験 1年以上

事業所一覽表

事業所の名称及び所在地		
名 称	株式会社 回収促進 広坂営業所	
所 在 地	(郵便番号) 098-7654 金沢市広坂 2 丁目 2 番 2 号 電話番号 (098)765-4321 F A X 番号 (098)765-4322	
回収しようとするフロン類の種類		
C F C		
H F C		
フロン類回収設備の種類、能力及び台数		
設備の種類	能 力	
	200g/min 未満	200g/min 以上
C F C 用		
H F C 用		
C F C、 H F C 兼用	2 台	
事業所の名称及び所在地		
名 称	株式会社 回収促進 広坂南営業所	
所 在 地	(郵便番号) 987-6543 金沢市広坂南 2 丁目 2 番 2 号 電話番号 (987)654-3210 F A X 番号 (987)654-3211	
回収しようとするフロン類の種類		
C F C		
H F C		
フロン類回収設備の種類、能力及び台数		
設備の種類	能 力	
	200g/min 未満	200g/min 以上
C F C 用		
H F C 用		
C F C、 H F C 兼用	1 台	

誓 約 書

使用済自動車の再資源化等に関する法律第56条第1項に規定する欠格要件

第1号 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第2号 この法律、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。）若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。）又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

第3号 第58条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者

第4号 フロン類回収業者で法人である者が第58条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にそのフロン類回収業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの

第5号 第58条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

第6号 フロン類回収業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

第7号 法人でその役員のうちに第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの

申請者は、上記第1号から第7号のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 元年10月 1日

住 所 石川県金沢市広坂1丁目1番1号

氏 名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

株式会社 回収促進

代表取締役 回収 一郎

様式第三

連 絡 先 等

1 申請者（本社）の住所、氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

住所	郵便番号（123 - 4567） 石川県金沢市広坂1丁目1番1号 電話番号（123）456 - 7890 FAX番号（123）456 - 7891
ふりがな	かぶしきがいしゃ かいしゅうそくしん かいしゅう いちろう
氏名・名称 (法人にあっては名称及び代表者氏名)	株式会社 回収促進 代表取締役 回収 一郎

2 申請書についての問合わせ先（担当者）

ふりがな	かぶしきがいしゃかいしゅうそくしん ひろさかえいぎょうしょ	
所属部署	株式会社 回収促進 広坂営業所	
ふりがな	かなざわ たろう	
担当者氏名	金沢 太郎	
連絡方法	電話番号	(098)765 - 4321
	FAX番号	(098)765 - 4322
	E-mail	kanazawa_tarou@kaishusokushin.co.jp

(注)

- 1 実際に申請書を作成した担当者名を記入してください。
- 2 電話番号等は、担当者へ直接連絡できる番号を記入してください。
- 3 FAX番号は必ず記載してください。

自動車リサイクル法フロン類回収業者の登録後の手続き等について

(1) 登録更新 (様式第一)

- ・5年ごとに更新を受けなければ、その効力を失います。
- ・更新手続きは、有効期限満了日の1ヶ月前までに提出してください。
- ・添付書類は、新規申請と同様です。

(2) 変更届出 (様式第四)

次の事項を変更したときは、申請者(法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員)が法第56条第1項の各号に該当しないことを誓約する書面(様式第二)を添えて30日以内に変更届を提出しなければなりません。

氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者氏名

(添付書類)

- ・ 個人の場合は、住民票
本籍の記載のあるもの。また、申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの。
- ・ 法人の場合は、登記事項証明書(変更履歴の分かるもの。)
申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの。
- ・ 誓約書(様式第二)

事業所の名称及び所在地(事業所の増減を含む。)

(添付書類)

- ・ 事業所の新旧対照表(別紙様式第二により新・旧を作成してください。)
- ・ 誓約書(様式第二)

法人である場合においては、その役員の氏名

(添付書類)

- ・ 登記事項証明書(変更履歴の分かるもの。)
申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの。
- ・ 役員の新旧対照表(別紙様式第一により新・旧を作成してください。)
- ・ 誓約書(様式第二)

未成年者でありその法定代理人が個人の場合においては、その法定代理人の氏名及び住所

(添付書類)

- ・ 変更のあった法定代理人の住民票
本籍の記載のあるもの。また、申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの。
- ・ 誓約書(様式第二)

未成年者でありその法定代理人が法人の場合においては、その法定代理人の名称及び住所並びにその代表者及び役員の氏名
(添付書類)

- ・ 登記事項証明書(変更履歴の分かるもの。)
申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの。
- ・ 誓約書(様式第二)

回収しようとするフロン類の種類

回収の用に供する設備の種類

(、 の変更の場合における添付書類)

1. フロン類回収設備の所有権を有することを証する書類(所有権を有しない場合は、使用する権原を有することを証する書類)
 - ・ 自ら所有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、購入証明書等のうち、いずれかの写し
 - ・ 自ら所有権を有していない場合は、借用契約書、共同使用規定書、管理要領等のうち、いずれかの写し

2. フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類

- ・ 申請書に記載された以下の事項について、それを示す書類として、取扱説明書、仕様書、カタログ等の写しが必要です。

フロン類の回収設備の種類

CFC用、HFC用、CFC・HFC兼用

回収設備の能力

200g/min 未満、200g/min 以上

3. 誓約書(様式第二)

(参考) 回収の用に供する設備の種類の変更については、登録申請した「フロン類回収設備の種類、能力、台数」のうち、「設備の種類」に係る変更です。

例えば、台数が増減した場合において、下表のケース1のように設備の種類が変更した場合(1 0台、0 1台)は届出が必要ですが、ケース2のように設備の種類として変更がない場合(1 2台)は届出が不要です。

表 フロン類回収設備の種類の変更について

ケース	変更前		変更後		届出
1	CFC 用	1台	CFC 用	0台	必要
	CFC・HFC 兼用	0台	CFC・HFC 兼用	1台	
2	CFC・HFC 兼用	1台	CFC・HFC 兼用	2台	不要

(3) フロン類回収業者の実務(役割)

標識の掲示

タテ・ヨコ 20cm 以上の大きさを、フロン類回収業者であること、氏名又は名称、回収するフロン類の種類、登録番号を記載したものを事業所ごとに掲示。(自治体からの登録通知書の掲示でも可)

使用済自動車の引取りと引取報告の実施

- ・ 引取業者から使用済自動車の引取りを求められた時は、他のゴミの混入等の正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引き取る必要があります。
- ・ 使用済自動車を引き取った時は、車台番号を確認して、電子マニフェスト制度によりすみやかに情報管理センターに引取報告を行う必要があります。

基準に従ったフロン類の回収

- ・ フロン類回収業者は、回収基準(フロン回収破壊法に同じ)に従ってフロン類を回収する必要があります。
- ・ フロン類を回収した時は、その都度車台ごとに、自動車メーカー等に引き渡すものが再利用するものかを選択して電子マニフェストシステムの画面上で入力してください。
回収の都度の入力状況(%表示)が、電子マニフェストシステムのメニュー画面上で表示されますので、これが低い場合には適宜状況を確認し、必要な都度入力を実施してください。
なお、再利用を行ったフロン類の量等については、フロン類年次報告のために各事業所において把握しておく必要があります。

フロン類の引渡しと引渡報告の実施

- ・ 回収したフロン類は、再利用する場合を除き、自動車メーカー等が定める「引取基準(性状・荷姿・引取方法)」に従って、自動車メーカー等の指定する指定引取場所に引き渡す必要があります。
引取基準に合致しない場合、原則として引取拒否になり、フロン類回収料金は支払われませんので、ご注意ください。
- ・ 大型ポンベ・専用パレットの運搬についてはフロン類運搬基準(フロン回収破壊法に同じ)に従うことが必要ですが、フロン類回収業者の業務負荷を軽減するため、「指定着払い方式」を用意しておりますのでご利用ください。
- ・ 大型ポンベ・専用パレットを自動車メーカー等に引き渡した時は、電子マニフェスト制度によりすみやかに情報管理センターに引渡報告を行う必要があります。
- ・ フロン類の引渡報告を前提として、自動車メーカー等からフロン類回収料金が支払われます。

使用済自動車の引渡しと引渡報告の実施

- ・ フロン類を回収した後、使用済自動車を都道府県知事又は保健所設置市長の許可を受けた解体業者に引き渡す必要があります。
- ・ 使用済自動車を引き渡した時は、電子マニフェスト制度によりすみやかに情報管理センターに引渡報告を行う必要があります。
引渡しの時は、使用済自動車とリサイクル券等をあわせて引き渡してください。

フロン類年次報告の実施

- ・ 毎年度終了後1ヶ月以内(4月末までに)、事業所ごとに前年度の自動車メーカー等への引流量、再利用量、保管量につき、電子マニフェスト制度により年次報告を行う必要があります。
- (注) 以上の役割を果たさなかった場合は、都道府県知事等からの勧告・命令を受けたり、フロン類回収業の登録を取り消される場合があります。

(4) 廃業等の届出 (様式第五)

次のいずれかに該当することとなった場合は、その日から 30 日以内に廃業等届を提出しなければなりません。

なお、届け出る際には、該当する日に至ったまでの回収量等についても、当該年度の報告と併せて提出してください。

該当する事項	届出者
ア 死亡した場合	その相続人
イ 法人が合併により消滅	その法人の代表する役員であった者
ウ 法人が破産により解散	その破産管財人
エ 法人が合併及び破産以外の理由により解散	その清算人
オ 自動車リサイクル法フロン類回収業を廃止した場合	自動車リサイクル法フロン類回収業者であった、個人または法人を代表する役員